

第三者評価結果

事業所名：湘南台南保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は保育所保育指針に沿い、法人の事業の目的、保育理念、保育方針に基づいて法人の保育園の主任が検討し、保育園の園長の確認を経て、各園の全体的な計画へと繋げています。全体的な計画は園長、主任を中心にして再確認して作成されています。全職員が参画しての確認までには至っていませんが、年1回の評価、見直しを行っています。クラスにファイルがあり、非常勤職員は何時でも目を通す事ができるようになっています。今後は全職員が評価、見直しを行って確認し、次年度の作成に生かしていくことが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室内は温湿度計で計測を行い、日誌に記録しています。エアコン、加湿機能付き空気清浄機で保育室内の適切な環境作りを行っています。夏場は暑さ指数を計測して活動に配慮し、熱中症予防に努めています。保育室内外の設備や用具、玩具の掃除や消毒を実施し、衛生管理に努めています。寝具については乳児は洗える素材の蒲団、幼児クラスは簡易ベッドを使用し、衛生管理に配慮しています。子どもが落ち着いてくつろいで過ごしたり遊べたりするように、活動によってパーテーションの活用やゴザ、椅子、テーブルを使ってのコーナー作りを行っています。また、玩具入れの棚が移動できるので、遊びのコーナー、生活空間を工夫し、心地よく過ごせるような環境整備をしています。手洗い場やトイレは用務職員が清掃を行い、明るく清潔に保ち、心地よく過ごせる環境を整備しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握できるよう、児童票を通して発達過程や家庭環境を確認しています。状況によりケース会議や職員会議で個別の援助方法について確認し、話し合った内容は会議記録に記録し、全職員が共有して同じ対応ができるようにしています。日々の様子は昼礼で報告し合い、参加できない職員も昼礼録を見て職員間で共有できるようにしています。不適切な保育をしていないか、毎月人権擁護のチェックリストで確認し、子どもの人権について日々考える機会となっています。休み明け、赤ちゃん返り、慣らし保育等、子どもの気持ちに不安定で泣いてしまうような状態の時は、子どもを取り巻く背景を理解し、子どもの状態にあわせて関わるように配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達に合わせて生活習慣が身に付けられるように工夫して取り組んでいます。ズボンをはく時の着脱用の椅子を用意したり、手洗い場のそばに手洗いの仕方の絵を貼るなど、子どもが取り組みやすいようにしています。靴下、靴をはく、帽子をかぶる等も戸外遊びの時に繰り返し行い、さりげない援助を行う中で身に付けられるようにしています。子どもが自分でやろうとする気持ちを大切に環境の整備や援助を行っています。基本的な生活習慣を身につけていくためには家庭との連携が大切と考え、日々のやり取りを大切にしています。活動と休息、静と動のバランスが取れるように年齢に合わせた午睡や活動の工夫をしています。基本的な生活習慣を身に付けることの大切さを、年齢に応じて紙芝居や絵本、エプロンシアター、クラス内の掲示物や個人マークのシールを活用し、子どもが理解できるように働きかけています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 保育理念、保育方針に子どもが自ら工夫するように「頭、体、心」を育むことや、子どもが主体的に取り組める活動を多く取り入れていく事が掲げられています。園庭を活用し、戸外遊びを多く取り入れ、身体を動かす遊びや虫探し、冬は氷探し等戸外ならではの遊びを楽しめるように工夫しています。またコーナー遊びが多くできるように、保育室の空間を棚等を使って活動できる環境づくりを行っています。特に4、5歳児では協同で遊べる機会として運動遊び、絵具、段ボール制作、ファッションショー遊び等でアイデアを出し合って協力する姿があり、夏祭りでは準備から参加し、主体的に遊ぶ姿がありました。子ども達が自ら主体的に活動できる環境整備を行い、生活と遊びが豊かになるような保育が進められています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 0歳児は月齢差も大きく、個々の発達状態が違うため、一人ひとりの健康状況や生活リズムをしっかりと把握するようにしています。連絡帳や送迎時のやり取りで確認し、家庭との連携を密にしています。朝夕眠くなり寝てしまう子どもに対して、睡眠を確保できるように保育室の空間を工夫し、コーナーを作っています。保育士とアタッチメント(愛着関係)が取れるように、子どもの表情を大切に、声かけを多くし、応答的な関わりを心がけています。子どもの五感を育てる遊びを多く取り入れ、触れ合い遊び、草や土に触れる、糊に触れるなどの機会を作っています。0歳児が更に興味や関心が持てるよう、発達にあった玩具を用意し、自ら遊べる環境を展開できる環境の整備が期待されます。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 各家庭と送迎時、連絡帳を通じて健康状況や発達状況を伝え合い、連携を図っています。この年齢は自我が発達してくる時期なので、子どもが自分でしようとする気持ちを大切にしながら、クラスの活動を工夫しています。コーナーを作り、子どもが落ち着いて遊べるように環境設定をしています。まだ自分の気持ちを十分に言葉にできない時期のため、玩具の取り合いなどが生じる場面がありますが、保育士がお互いの気持ちを伝える等して、友だちと関われるようにしています。1歳児は園庭遊びやループ遊び、型はめ等手先を使う遊びを多く行っています。2歳児は洗濯ばさみや粘土遊び、糊を使った制作等手指を使った遊び、わらべ歌遊びを多く取り入れた活動を行っています。朝夕は合同遊びで異年齢児と接する機会もあります。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3~5歳児は園庭での鬼ごっこ、しっぽ取りゲーム、転がすドッチボール等、友だちと話し合って決めたルールで遊びを楽しんでいます。散歩では公園での遊びだけでなく、近所の人と挨拶を交わしたり、交通ルールを学んでいます。4、5歳児は共同で制作する場面が多く、遊戯会に向けて使う小物の制作を行う等、協力して取り組む機会を多くしています。特に5歳児はお泊り保育の代わりに夕涼み会で、協力してお化け屋敷を作り、衣装を身に付け、お化けごっこを計画し、保育士も関わって園全体で楽しむ経験をしています。保育室は子どもの制作物を飾り、保育室が明るく楽しめる環境づくりをしています。その他リトミックや楽器遊び等の表現あそびも盛んに行われています。子どもが活動を楽しめるように環境を整備し、年齢の発達に沿った内容や方法で保育が行われています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 多機能トイレ、エレベーターを備えています。階段には手すりを設置し、障害に応じた環境を整備しています。障害のある子どもに配慮した個別指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連付けて、子どもの状況や成長に応じた援助を行っています。保護者の意向を汲みながら連携を密にし、情報を共有しています。また職員は通所施設を見学したり、施設担当者が来園し、園での様子を見学しています。保護者、施設担当者、担任が面談し、保育士の関わり方など、より良い保育について話し合っています。職員は「神奈川県聴覚障害者福祉センター研修会」や法人の「自閉症研修」を受講し、必要な知識や情報を得ています。園の保育方針にインクルーシブ保育を行うことを表明し、保護者にも情報発信をしています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保育時間の長い子どもに配慮し、デイリープログラムや週案は子どもが安心して心地よく過ごすことができるよう、ゆったりとした計画になっています。子どもの人数や状況により、合同かクラスごとの保育かを判断し、異年齢の子どもが安心して過ごせる環境を整えています。合同で過ごす際には、パーテーションで区切ったり、乳児にも安全な玩具を用意し、複数の職員が見守っています。眠くなった子どもは適度に睡眠が取れるよう場所を整備しています。延長保育の子どもには補食としておせんべいなどを提供しています。子どもの状況についてはクラス別連絡ノートに必要事項を記入し、職員間の引き継ぎを口頭で伝えています。保護者にはその日の様子を口頭で伝え、伝え漏れがあった場合、急ぎの場合はその日のうちに電話で伝え、それ以外は翌朝に伝えています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画や5歳児クラスの年次指導計画の中に、小学校との連携の取組が示されています。近隣の小学校を見学（コロナ禍では小学1年生と手紙の交換を行う）したり、小学校に関連する絵本や紙芝居を読んだり、散歩先に小学校を設定するなど、就学への興味や関心が深められるようにしています。生活面では年度末から小学校での給食時間や授業時間をイメージして午睡時間をなくしたり、食事時間を早めるなど、就学に向けて取り組んでいます。年明けに懇談会や個人面談を実施し、就学に向けて見通しが持てるようにしています。就学相談のチラシを配付・掲示し、就学について相談できる場所があることを保護者に伝えています。幼保小中支援連携会議に参加し、活動の取組を紹介したり、意見交換を行っています。5歳児の担任が保育所児童保育要録を作成し、小学校に郵送しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 入園時に保護者から提出された入所児童・家庭等調査シートで子どもの健康に関する情報を把握しています。入園後の予防接種や疾病については年度始めに健康台帳へ追加記入をしてもらい確認しています。昼礼で子どものその日の体調や怪我などを職員間で情報共有し、クラスノートに記載して、全職員に周知しています。保育中に子どもの体調悪化や怪我が発生した場合は、子どもの状況に応じて保護者に連絡したり、降園時に説明し、翌日の登園時に家庭での様子を確認しています。感染症などが発生した時は、玄関に掲示し保護者に情報提供しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の対策として、呼吸と態勢の確認を行い、午睡チェック表に記録しています。保護者に対しては入園のしおりに明記し、保育室内にSIDSのポスターを掲示して注意喚起しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 内科健診と歯科健診は年2回、身長・体重測定は毎月実施しています。コロナ禍前には年1回、歯科医師による歯科教室を実施し、保健に関する計画に反映していましたが、現在はコロナ感染予防の観点から保護者に歯磨きをすることを推奨するにとどめています。年度始めに健康台帳を保護者に返却した際に、保護者が子どもの身体の気になっていることがあれば記入してもらい、健診時に園医に質問し、園医の見解を保護者に伝えています。また職員が日ごろ気になっていることについても相談しています。内科健診の結果は「内科健診票」に、歯科健診の結果は「児童口腔検査票」に記録し、職員は共有しています。内科健診の結果は口頭もしくは連絡帳で、歯科健診の結果は書面で保護者に伝えています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもには「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、適切に対応しています。医師による「保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導票」に従い、保護者、栄養士、担任でアレルギー面談を行い、園での対応方法について話し合っています。食物アレルギーのある子どもの保護者へはアレルギー別の献立表を配付し、食事の提供の際は、「アレルギーチェック項目表」をもとに栄養士と担当職員が口頭と目視で食材の確認を行っています。食物アレルギーのある子どもは別テーブルで、トレイや食器の色を変え、専用の布巾を用意しています。職員はアレルギー疾患についての外部研修に参加し、職員会議で共有しています。アレルギーについて、子どもが理解できる範囲で伝えたり、本人も意識できるように声をかけたりしています。アレルギー疾患のない保護者に対しては、入園のしおりで食物アレルギーについて説明し、理解を促しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画の中に「食育の推進」、年次指導計画に「食育」の項目を設け、年齢に応じてそら豆やトウモロコシの皮むき、おにぎりのクッキング、たけのこ堀り、絵本やエプロンシアターを見るなど、食に関する豊かな経験ができるよう食育計画を作成しています。子どもたちが楽しく食事ができるように、座席配置に配慮したり、献立を子どもたちと一緒に確認し、食材の名前を伝え、興味を持てるようにしています。0~2歳児クラスでは、職員の援助を受けながら、子どもの食べたい気持ちを大切に、手づかみでも自分でしっかり食べるようにしています。幼児クラスでは自分から盛り付け量の調整を職員に伝えるようにしています。咀嚼が難しい子どもには必要に応じてキッチンばさみを使い、小さく切って提供しています。年長児のリクエストメニューを提供し、子どもが食について関心を深められるようにしています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	b
<p><コメント> 家庭と連携しながら、子どもの発達状況や食べ具合、好き嫌いなどの情報を職員同士で共有し、一人ひとりに合った食材の形状や柔らかさを提供するように調理を工夫しています。クラスと給食室の交換日誌で、子どもの食べ具合や味付けについて意見交換しています。月1回、職員会議にて、子どもの喫食状況や好き嫌い、食べる量などを話し合い、把握しています。残食量は残食量チェック表に記録しています。食材には旬の野菜を取り入れ、子どもたちが掘ったたけのこを食材として提供するなど、季節感のある献立になるよう配慮しています。毎月の献立表には食材、食文化、地域の料理などの情報を掲載しています。衛生管理マニュアルにもとづき、衛生チェック表に沿って衛生管理が適切に行われています。さらに、栄養士や調理員が子どもの様子を見たり、好き嫌いや食事の感想を聞く機会を設けることが期待されます。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 送迎時に体調面や家庭での様子、園での様子を口頭で伝え合っているほか、アプリで園での子どもの様子の写真を配信し、保護者に伝えています。懇談会では保育のねらいや目標、内容を説明しています。園だよりで保育の様子や子どもたちの心の育ちを保護者に伝えています。運動会、生活発表会、保育参観・参加（保護者がどちらかを選択）等を通して、子どもの成長を確認する機会を設けています。必要があればいつでも個人面談に応じています。保護者との情報交換の内容は個人面談記録に記録しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	b
<p><コメント> 職員は保護者との日々のコミュニケーションを大切にして、保護者に寄り添い、信頼関係を築くよう努めています。保護者が安心して話しやすい雰囲気づくりに配慮し、保護者から相談を受けた時は相談室を利用し、プライバシーに配慮しながら対応しています。保育士や栄養士が専門性を生かした助言や支援を行っています。必要に応じて藤沢市保育課、子ども家庭課などと連携し、個々の状況に応じて支援しています。相談を受けた職員が対応に困った時は、回答期限を伝え、園長、主任から助言を受け、適切に対応する体制を整えています。保護者が安心して子育てができる支援の継続と相談等をしやすい雰囲気づくりの強化が期待されます。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 朝の受け入れ時、着替え、排泄時などに子どもの身体の様子を注意して観察し、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないようにしています。子どもの様子がいつもと違い、虐待等権利侵害の疑いがあると職員が感じた時には、園長に相談し、昼礼や職員会議で情報を共有しています。保護者の様子が気になる時には保護者と面談して、気持ちが安定し、リフレッシュできるように支援しています。保護者の仕事が休みの時でも子どもを園で預かったり、保育時間を調整しています。法人の職員倫理行動マニュアル（保育所版）には児童虐待の早期発見・早期対応について、運営規程に虐待等の禁止、児童虐待防止法の遵守について明記しています。職員は入社時研修や法人の虐待防止研修を受講し、毎月人権擁護のためのセルフチェックリストを使い、自らの保育を振り返っています。虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてのマニュアルの整備が期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>職員は年次指導計画、月次指導計画、週案、個別指導計画、保育日誌で定期的に保育の振り返りを行っています。月1回の職員会議、毎日行う昼礼で日々の保育の振り返り、次期の計画に生かしています。子どもの活動の様子や結果だけでなく、子どもの意欲や活動のプロセスにも配慮して、職員間で共有しています。月1回、人権擁護のためのセルフチェックリストで振り返っています。年1回、年度末に職員の自己評価を実施しています。目標達成シートで定められた5段階の評価基準に基づいて園長と面談し、中間評価、期末評価で達成度の評価を受け、自身の保育を振り返り、向上へとつなげています。職員一人ひとりの自己評価の結果から導き出された評価や課題を職員会議などで話し合い、保育所全体の保育実践の自己評価につなげることが期待されます。</p>	